

新潟県高等学校教職員組合からお知らせ

新潟高教組では、臨時・非常勤職員の処遇改善をとりくみの一つとし、対策委員会の設置や臨時・非常勤職員集会等を行い、課題を集約し県教委と制度設計に向けた交渉を積み重ねてきました。

この間、採用時に各種制度について説明がない、給与等の説明がないなどの相談が寄せられています。以下の点や休暇制度等ご確認頂きたいと思ってお知らせいたします。

○勤務条件・休暇制度・人事評価制度の説明

年度当初に説明はありましたか？（別紙に休暇制度をまとめました）

○会計年度任用職員（非常勤講師）報酬は日額制（実績給）

それに伴い、一の月の分をその翌月の 10 日支給（5 月、1 月は 15 日）

※4 月分は 5 月に支給となります

実績給となることで、台風・大雪等による臨時休業等が影響する可能性があります

コロナウイルス感染症の影響も危惧されます

※急遽授業がなくなった場合も授業に付随する業務に従事、または振替で対応すると確認しています。

○非常勤講師の職務に「成績処理等に関する業務」を追加

対象：学期末、学年末の成績処理業務

（年間 6 回が上限（標準 6 回と確認しています。考査の数ではありません））

支給額（週担当授業時数による）

勤務時間は校長が必要な時間を年度初に設定（学校ごとに異なります）

重要！！

★新潟高教組では臨時的任用職員・会計年度任用職員の処遇改善に向けたとりくみを行っています。

21 年 4 月より臨時的任用職員の休暇制度が大きく改善され、22 年 4 月 1 日より会計年度任用職員の休暇制度も大きく改善させることができました。しかし、まだまだ正規と比較すると無給であったり制度が異なっていたり、制度そのものがないものもあります。とりくみの強化には現場のみなさんの力が必要不可欠です。

臨時的任用職員は月 1,000 円、会計年度任用職員は月 500 円の組合費です。

新潟県高等学校教職員組合への加入をお待ちしています。加入パンフレットもぜひご覧ください。

新高教 HP → [新潟高教組](http://www.shinkoukyou.net/)で検索（http://www.shinkoukyou.net/）

問い合わせは分会役員（ ）

または高教組本部 ☎025-265-4151

Mail:shinkoukyou@beach.ocn.ne.jp まで

臨時的任用職員・会計年度任用職員休暇制度等

	臨時的任用職員	会計年度任用職員
年次休暇 ※1	10日(任用期間に応じて)	最大10日(週勤務日数に応じて) ※勤続年数に応じて加算あり
公務疾病休暇	有給	無給
結核性疾病休暇	有給(21.4.1 新設)	×
私傷病休暇 ※2	有給(10日)	無給 (最大10日:週勤務日数に応じて)
療後休暇	有給	×
公民権の行使	有給	有給
証人等としての出頭	有給	有給
骨髄等ドナー休暇	有給	無給
ボランティア	有給	×
結婚休暇(5日) ※3	有給	有給
産前産後休暇	有給(21.4.1～有給)	有給(22.4.1～有給)
育児時間(1日2回各30分) ※4	有給	無給
妻の出産(2日) ※5	有給(21.4.1～有給)	有給(22.4.1 新設)
男性職員の育児参加	有給	有給(22.4.1 新設)
子の看護休暇(5日) ※6 (子の対象は小学校就学前)	有給	無給
短期介護休暇(5日)	有給	無給
忌引休暇	有給	有給
父母、配偶者又は子の法要等	有給	×
夏季休暇	有給	有給(3日)
災害による現住居の滅失等	有給	有給
災害又は交通機関の事故等による 出勤困難	有給	有給
退勤途上危険回避	有給	有給
生理休暇	有給	無給
不妊治療休暇(5日) ※7	有給(22.4.1 新設)	有給(22.4.1 新設)
妊産婦の健康診断	有給(21.4.1～有給)	有給(22.4.1～有給)
妊娠中の通勤緩和	有給(21.4.1～有給)	有給(22.4.1～有給)
妊婦の妊娠障害	有給	無給
介護休暇	無給	無給
介護時間	無給	無給

正規職員について

※1:20日 ※2:6月の範囲内 ※3:8日

※4:「育児休暇」、1日2回90分まで ※5:3日

※6:「家族看護・子育て休暇」、「子」の対象は中学校終了前までで日数は8日

子の対象が2人以上いる場合は12日(臨時的任用・会計年度任用職員は10日)

※7:6日(体外受精、顕微授精の場合は12日、臨時的任用・会計年度任用職員は10日)